

行田市高齢者等配食サービス（特別食対応を含む。）
を介した見守り等事業実施業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要項

令和8年3月

行田市

行田市高齢者等配食サービス(特別食対応を含む。)を介した見守り等事業実施業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要項

1 趣 旨

この要項は、高齢者及び重度心身障害者(糖尿等の疾患により腎機能が低下した者等を含む。)の食の確保及び安否確認を行う行田市高齢者等配食サービス事業の実施にあたり、単に食事の提供や安否確認を実施するだけでなく、高齢者の在宅生活の質の向上を目指し、きめ細やかな栄養管理に基づいたサービス提供が可能な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1)業務名

行田市高齢者等配食サービス(特別食対応を含む。)を介した見守り等事業実施業務

(2)業務目的

市内に居住し、住民基本台帳に記録され、自ら食事の支度をするのが困難であり、かつ、他者から食事の提供を受けられない満65歳以上の者のみで構成する世帯及び重度心身障害者及び、介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、週4食を上限として栄養バランスのとれた食事を居宅まで届けるとともに安否の確認等を行う。

なお、対象となる高齢者及び重度心身障害者については、糖尿病等の疾患により腎機能が低下した者等を含むものとする。

(3)業務内容

行田市高齢者等配食サービスを介した見守り等事業実施業務委託仕様書のとおり

(4)契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※現時点において、令和9年4月1日から6月30日までは、令和8年度の事業者について業務実績を勘案したうえで、令和9年度予算の議決後に特命随意契約するものとし、7月1日から翌年3月31日までは公募型プロポーザル方式により業者選定した上で契約をする予定となっている。

(5)履行期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日までとし、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く毎日実施するものとする。

(6)委託業務の場所

行田市内全域とする。

(7)利用者負担金及び委託料

- ・利用者本人にかかる負担金は、食材料費、調理費、消費税等の利用者実費相当分(1食当たり上限430円(消費税込))を事業者が利用者から直接徴収する。
- ・市委託料は、利用者との連絡調整、配達、見守り等部分に係る費用とし、一食配達毎の設

定金額は以下の通りとする。

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号生活支援事業の委託料	410円 (消費税法別表第二第7号イにより、 消費税非課税)
上記以外の委託料	450円 (消費税込み)

(8) 募集事業者数

本プロポーザルにおいて募集する委託候補事業者の数は、3事業者を上限とする。

3 業者の選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

4 プロポーザルの内容

通常の配食事業実施に加え、見守り体制の強化及び高齢者等の身体的特性を踏まえた適正な栄養管理により重点をおいた企画提案を募集する。

5 事業担当課

行田市役所 健康福祉部高齢者福祉課 地域包括ケア担当

住 所： 埼玉県行田市本丸2番5号

電 話： 048-556-1111(内線278)

E-mail: kourei@city.gyoda.lg.jp

6 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨に賛同し、行田市高齢者等配食サービス事業実施規則(平成13年規則第1号)及び行田市高齢者等配食サービスを介した見守り等事業実施業務委託仕様書に基づく業務の履行が可能であること。
- (2) 万が一、食中毒等により一時的に営業停止となった場合において、速やかに代替事業者等により対応し、サービスを滞りなく実施できること。
- (3) 本事業における調理可能食数が、1日当たり昼食及び夕食合わせて40食以上であること。
- (4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく調理施設に係る営業許可を受けており、調理から配達及び安否の確認の一連の業務を事業者の責任によって実施できること。
- (5) 食事の配達を行うに当たっては配達員を配置し、配達、利用者の安否確認及び異常時の緊急連絡の体制が確保できること。
- (6) 栄養士法(昭和22年法律第245号)または調理師法(昭和33年法律第147号)による免許を持った者が、1名以上常駐し、献立の作成、調理及び指導のできる体制がとれていること。

- (7) 製造物責任法(平成6年法律第85号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (8) 法人税、法人市民税(法人市民税が課税されている者に限る。)、消費税及び地方消費税等に滞納のない者であること。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しない者であること。
- (10) 行田市契約規則(昭和51年規則第22号)第12条の規定に該当しない者であること。
- (11) 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成5年告示第54号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (12) 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱(平成22年告示第243号)に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (13) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (14) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

7 スケジュール

令和8年3月30日(月) から 令和8年4月27日(月)	公告期間
令和8年3月30日(月) から 令和8年4月8日(水)	質問受付期間 ※各日午前9時から午後5時まで
令和8年4月13日(月)	質問回答日
令和8年4月13日(月) から 令和8年4月27日(月)	企画提案書提出期間 ※各日午前9時から午後5時まで
令和8年5月14日(木)	プレゼンテーション及び食事内容審査
令和8年5月下旬	審査結果通知
令和8年5月下旬	契約締結

8 プロポーザル参加の手続き等

(1) 質問書の提出及び回答

ア 提出方法:任意様式で「質問書」を作成の上、事業担当課まで電子メールで提出。

※なお、電子メールの件名は【配食サービス質問書】として送信すること。電子メール送信後、必ず電話にて到達確認をすること。

イ 受付期間:令和8年3月30日(月)から令和8年4月8日(水)午後5時まで(必着)

ウ 回答日:令和8年4月13日(月)

※全ての者に回答期日に質問に対する回答を書面にて通知する。なお、質問に対する回答は、実施要項及びその他提供資料の追加又は修正とみなすものとする。

(2) 参加書及び企画提案書の提出

ア 提出書類

- ・ 公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号)
- ・ 会社、法人、事業等経歴及び実績がわかるもの(任意様式)
- ・ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書
(未納がないことの証明)
※写しでも可
※納税義務がない場合は納税義務がない旨を記載した申立書を提出
- ・ 食品衛生法に基づく調理施設に係る営業許可証の写し
- ・ 生産物賠償責任保険加入証の写し
- ・ 管理栄養士(または栄養士)または調理師免許の写し
※以下書類については1部ずつファイルに綴じ込み、6部提出のこと。
- ・ 公募型プロポーザル企画提案書(様式第2号)
- ・ 本委託業務に係る見積書(様式第3号)
- ・ 事業運営体制書(調理、配送、見守り等)(様式第4号)
- ・ 職員体制書(実施体制、人員配置、研修状況)(様式第5号)
- ・ 衛生管理体制書(様式第6号)
- ・ 緊急時、問題発生時の対応体制書(様式第7号)
- ・ 利用者への対応、心がけ事項書(様式第8号)

イ 提出期間 令和8年4月13日(月)午前9時から令和8年4月27日(月)午後5時まで
(土・日を除く)提出期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても提出は認めないものとする。

ウ 提出場所 行田市高齢者福祉課地域包括ケア担当窓口8番

エ 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は書留郵便とし、期日までに到着するように郵送すること。また電話にて到着確認すること。

9 企画提案書等の審査及び留意事項

受託候補者の選考は、行田市高齢者等配食サービス事業実施業務委託に係る公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)が行う。

審査会は、提出された企画提案書等を基に、各評価項目に基づき審査し、審査の結果から評価点を算出する。評価点が最も高い事業者から順に上限3事業所受託候補者として選考する。なお、評価合計で50点以下(評価合計100点の半分以下)のものは原則として選定しない。

(1) 企画提案書等及び食事審査に係るヒアリング及び評価項目

参加者を対象に、提出された企画提案書等についてヒアリングを実施するものとし、ヒアリング出席者は3名以内とする。

ア 実施日:令和8年5月14日(木)

場 所:行田市役所 本庁舎 306会議室 ※時間等は後日通知する。

イ ヒアリング内容

企画提案書の内容を15分以内で説明するものとし、その後、10分程度の質疑応答を行う。なお、企画提案書以外の資料による説明、パワーポイント等のパソコンの使用は認めない。

ウ 食事審査

持参した食事のサンプルを持参すること。審査項目内容に照らし、審査する。

なお、食事審査に係るサンプルの弁当はヒアリング時に提出するものとし、ヒアリング終了後に審査会にて審査を行う。

※食事審査時に、事業者の同席は必要としない。

【提出物】

弁当のサンプル(普通食を1食、特別食(塩分調整食)を1食)

5月献立表記載の当該日(5月14日)に利用者へ提供する食事を本事業にて使用予定の容器に盛り付けた上で提出すること(容器は後日、市が指定する日に回収)。

(イ)5月分献立表(栄養価計算記載分)提出(当日6部持参のこと)

(ウ)使用食材産地一覧表(当日献立分の一覧表を6部持参のこと)

(2)評価項目及び評価点(100点満点)

①事業運営体制

- 1 利用者との事前調整の方法
- 2 調理方法・調理体制
- 3 配達方法
- 4 見守り方法・個人情報管理方法

②職員体制について

- 1 人員構成(調理、配達、調整関係)について
- 2 業務の指揮、命令系統について
- 3 調理・配達従事者の休暇、傷病等の理由による欠員時における交代要員の確保と対応策について

③衛生管理体制

- 1 安全衛生管理に関する基本的な考え方
- 2 安全衛生管理体制について
(チェック方法、報告・管理体制、マニュアル・基準等)
- 3 調理従事者等の健康管理体制について
- 4 食中毒等問題発生時(非常時)の対応策について

④緊急時・問題発生時等対応体制

- 1 利用者不在時の対応方法
- 2 利用者異常発生時等の対応方法
(配達時に利用者が体調不良を訴えた場合や支援を必要としている旨を伝えた場

合など)

- 3 事故、災害発生時等の緊急対応方法
(交通事故、調理事故、食中毒、災害、調理員の確保ができない等)
- 4 異物混入、物資の異常等報告時の対応方法
- 5 調理業務、調理員に係る諸問題が報告された場合の対応

⑤利用者への対応等

- 1 利用者への事前連絡や事前訪問等の対応方法及び心がけ
(サービス開始前)
- 2 利用者への配達時における対応方法及び心がけ(サービス時)
- 3 配膳の希望があった場合の対応
- 4 その他、利用者等へ心がけていることなど

⑥見積額

⑦食事審査

- 1 見た目・味等
- 2 食べやすさ
- 3 栄養バランス
- 4 献立内容(栄養価計算等含む)

(3)選定

受託候補者は、審査会委員の評価点数を集計し、最も評価点が高い事業者から3事業者を上限に選定する。なお、同点数の場合は、審査会にて総合的に審査し決定する。

(4)留意事項

- ア 企画提案書等に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とする。
- イ 企画提案書等の提出部数は6部とし、ページ数は表紙と目次を除き16ページ以内とする。

10 審査結果の通知等

- ア 審査結果は、プロポーザル参加事業者すべてに対し、受託候補者決定の可否を書面にて通知するものとする。
- イ 受託候補者に対しては、今後の契約手続きについて書面にて通知するものとする。
- ウ 受託候補者とならなかった者に対しては、その理由及び期限を定め理由の説明を求められることができる旨を書面にて通知する。
- エ 受託候補者とならなかった者が理由の説明を求められる期限は、審査結果の通知日の翌日から起算して、7日以内(閉庁日を含む7日以内とし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)とする。なお、理由の説明を求める際は、書面にて健康福祉部高齢者福祉課に求めるものとする。
- オ 市は、書面にて理由の説明を求められた際は、書面の提出を受理した日から7日以内に、書面にて説明を求められた者に対して通知する。

11 契約の締結

企画提案等を基に事業内容を協議、調整し、予算の範囲内において契約の締結を行う。

12 提出書類の取り扱い等

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出期限を過ぎてからの企画提案書等の差し替え、追加及び削除は、一切認めない。
- (3) 提出された書類は提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 企画提案書等については、審査に必要な範囲内で、複製等を作成することがある。
- (5) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 企画提案書等の提出は、1者につき1案とする。
- (7) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、公平性、透明性及び客観性の確保のため公表することがある。

13 失格条項及び無効提案

(1) 応募者が、以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合。
- イ この要項に定める手続き以外の手法により、審査会又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合。
- ウ 企画提案書等の提出方法及び提出期限を遵守しなかった場合。
- エ ヒアリング実施時において、担当者以外の者が出席した場合。
- オ 最終審査発表までに、応募者が参加資格要件を満たさなくなった場合。
- カ 書類等に虚偽の記載をした場合。
- キ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- ク その他審査会が不相当と認める場合。

(2) 企画提案が、次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- イ 実施要項に指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

【問い合わせ先】

行田市役所 健康福祉部高齢者福祉課

地域包括ケア担当

電 話 048-556-1111(内線278)

E-mail kourei@city.gyoda.lg.jp

※参考

	令和5年度	令和6年度	令和7年度※2月末時点
総食数(食)	38,022	39,020	37,934 (うち総合事業 6,442)
事業者数(事業者)	2	2	2